

# 回 覧

令和4年5月26日

各自治会長 様

小清水町長 久保弘志

## ふれあいセンター指定管理者の募集について

小清水町ふれあいセンターは、平成5年12月のオープン以来、町民の皆さまに親しまれる施設として運営を続けておりますが、現在の指定管理期間が令和4年9月30日をもって期間満了となるため、同年10月以降の指定管理者を公募することといたしました。つきましては、貴自治会内に周知くださいますようお願いいたします。

### 記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 業務名       | 小清水町ふれあいセンター指定管理業務  |
| 2. 業務内容      | 小清水町ふれあいセンターの管理運営   |
| 3. 指定管理期間    | 令和4年10月1日～令和9年9月30日（5年間）  |
| 4. 応募資格      | 小清水町競争入札参加資格を有する者等  |
| 5. 選考方法      | プロポーザル方式  |
| 6. 説明書等の交付期間 | 令和4年5月26日（木）～令和4年6月8日（水）<br>・小清水町保健福祉課福祉介護係で交付<br>・小清水町ホームページからダウンロード |
| 7. 参加表明書提出期間 | 令和4年5月26日（木）～令和4年6月9日（木）<br>・午前9時～午後5時まで（土・日曜日を除く）                    |
| 8. 提案書提出期限   | 令和4年7月11日（月）午後5時まで  |
| 9. 提出先       | 小清水町保健福祉課福祉介護係まで持参願います。   |
| 10. その他      | 詳細につきましては、小清水町保健福祉課福祉介護係で交付する説明書等によりご確認ください。                          |

【お問い合わせ先】 小清水町元町2丁目1番1号  
小清水町役場 保健福祉課福祉介護係 TEL0152-62-4473

（裏面へ続く）

## 小清水町ふれあいセンター指定管理者募集要項（概要版）

小清水町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、小清水町ふれあいセンターの指定管理者を募集します。

【業務名】 小清水町ふれあいセンター指定管理業務

【業務内容】 小清水町ふれあいセンターの管理運営

### （1）施設の概要

建設年度 平成5年度（全館オープン平成5年12月1日）  
構 造 鉄筋コンクリート造 2階建  
建築面積 2,361㎡  
延床面積 2,910㎡（1階 2,293㎡、2階 617㎡）  
主な施設 宿泊研修施設（冷暖房、トイレ付）  
和 室 全10室【10畳～6室、8畳～3室、6畳～1室】  
洋 室 全 3室【ツイン～1室、シングル～2室】  
研修室 和室2室（各26畳）  
食堂施設  
食堂（66席）、厨房、配膳室、洗面室  
温泉保養施設  
浴場 男女別3浴槽（サウナ）各40名  
脱衣室兼下足室 2室  
教養娯楽室（入浴休憩室）28畳～1室  
総合保健施設  
第1検診室（96畳）、第2検診室（大型バス3台収容）  
検査室（16畳）、診察室（13畳）、健康相談室（34畳）、物品庫  
高齢者集会施設  
集会室（ステージ付120畳）、娯楽室（和室10畳）、特別浴室（温泉）  
調理室（11畳）、音響調整室、会議室A・B

### （2）管理業務基準

開館時間 原則、宿泊者を除き午前9時から午後10時まで  
入浴施設は宿泊者を除き午前10時から午後10時まで  
休 日 町長が別に定める日若しくは認める日  
遵守事項 施設の管理運営にかかる関係法令及び町条例等  
（特に、個人情報保護の遵守）  
業務範囲 施設の運営  
（宿泊部門、温泉浴場部門、飲食部門、貸室部門）  
施設及び備品の維持管理  
使用許可及び使用制限  
利用料金の收受  
※利用料金は指定管理者が町長の承認により料金を設定し、  
指定管理者が收受します。  
その他 その他必要な事項は、町長と協議して決定します。  
※施設の設置目的に沿った施設運営の提案等も協議します。

(3) 経費の負担

原則、施設の機能維持及び事故防止等のために重要な施設設備の保守整備に要する費用は町が負担します。（責任分担等により負担区分を設定します。）

なお、特殊な要因において生じる補てん等については、双方協議により決定します。

(4) 指定期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間

(5) 応募（申請）資格

小清水町競争入札参加資格を有する者等

(6) 選考方法

プロポーザル方式

(7) 選定基準

- ① 利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上に取り組むことが見込まれること。
- ② 適切な施設の維持管理を円滑に行う能力を有していること。
- ③ 施設の管理を安定して行う人員を確保し、経営能力等を有し又は確保できる見込みがあること。
- ④ 施設の効用を最大限発揮するため、意欲を持って取り組む姿勢を有すること。

(8) 説明書等の交付期間

令和4年5月26日(木)から令和4年6月8日(水)までの間、小清水町保健福祉課福祉介護係にて説明書等を交付します。（土・日曜日を除く）

(9) 参加表明書提出期限

参加を希望される場合は、令和4年6月9日(木)までに小清水町保健福祉課福祉介護係まで参加表明書を提出してください。

(10) 提案書提出期限

令和4年7月11日(月)午後5時まで

(提出先：小清水町役場保健福祉課福祉介護係まで持参願います。)

受付窓口（お問い合わせ先）

小清水町役場 保健福祉課福祉介護係（☎0152-62-4473）